

世界の森林を守るために

— 違法に伐採された木材を使用していないですか？ —

環境省地球環境局環境保全対策課

0. 目次（ご説明の流れ）

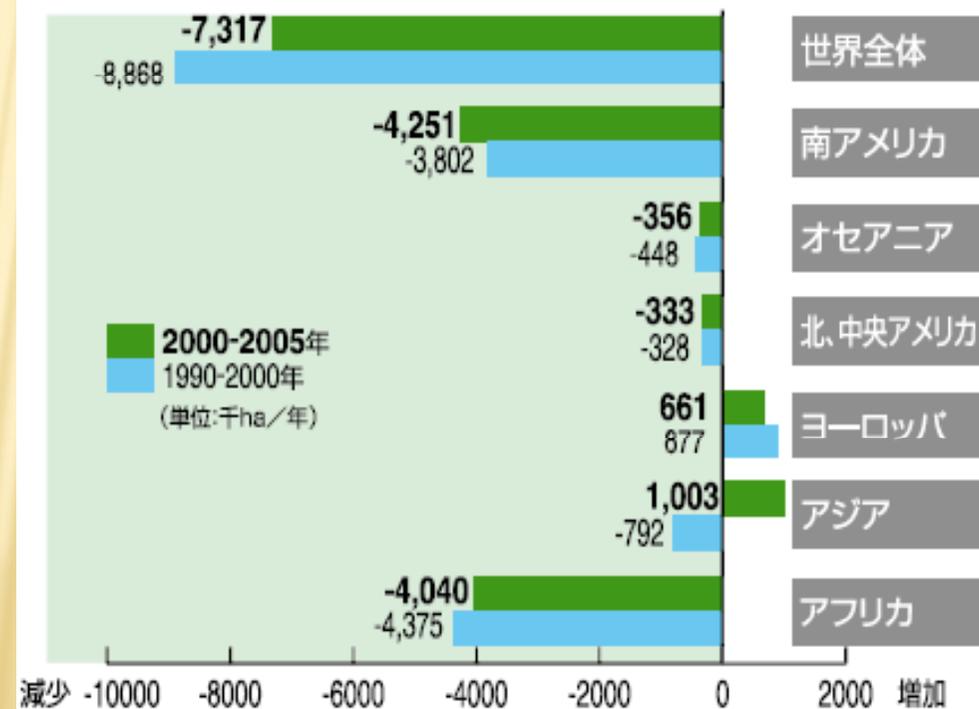
- × 1. 世界の森林の現状（熱帯林を中心に急速に減少...）
- × 2. 森林の持つ大切な役割
 - × グローバル：気候変動の緩和、生物多様性の保全
 - × ローカル：土壌の浸食・崩壊の防止、水源の涵養など
- × 3. 森林減少の原因（農地への転用、森林火災など）
- × 3' . 違法伐採問題
 - × 途上国で汚職・腐敗が横行、世界的な森林減少・持続可能な
 - × 森林経営への影響、日本政府の取組など
- × 4. 私たちにできること
 - × 日本は世界有数の木材輸入国、我々の生活が世界の森林と密
 - × 接に関係、製紙業界・住宅・建築業界の取組、消費者の責任
 - × とその影響力、環境省のキャンペーンなど

1. 世界の森林の現状

- × 世界の森林面積：約39.5億ha
- × (全陸地面積の約30.2%)

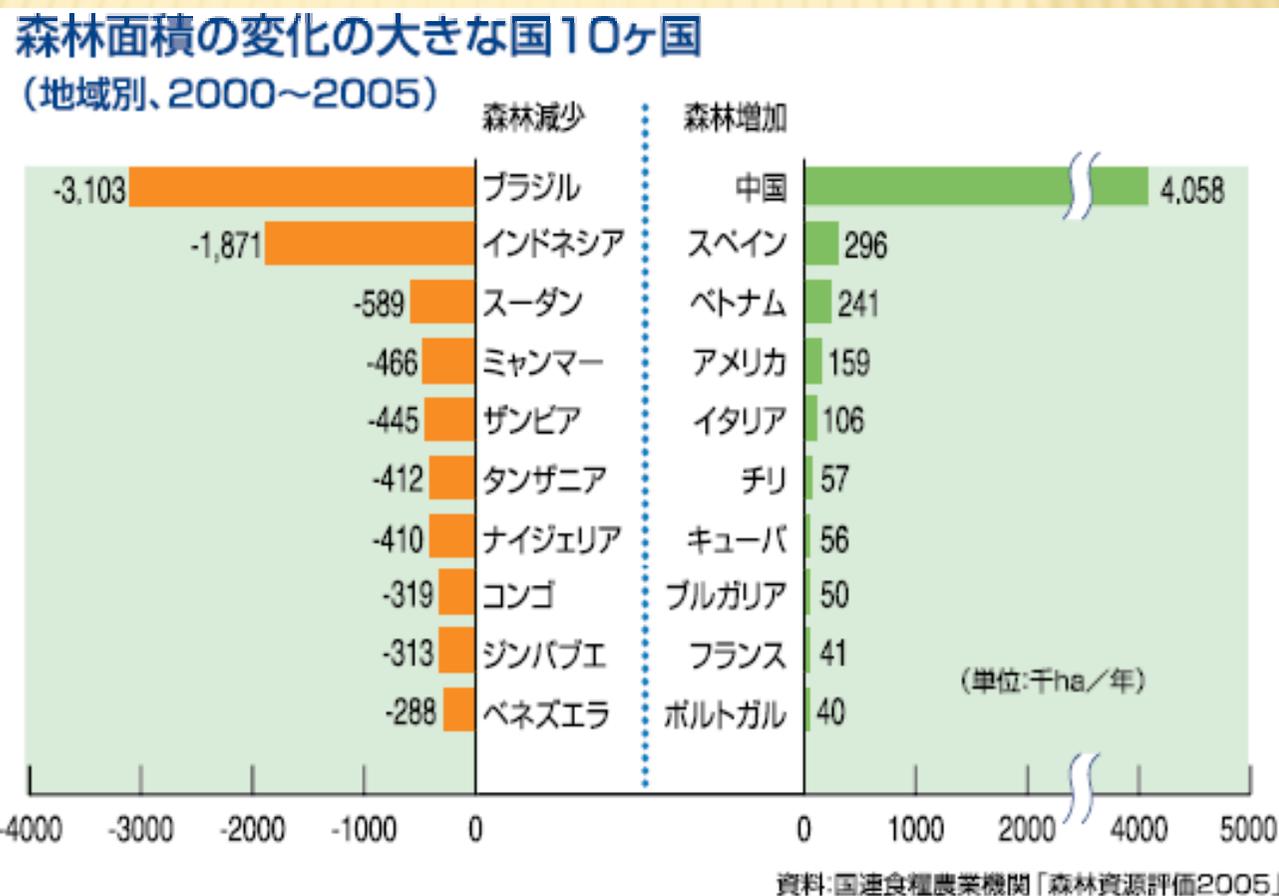
- × 熱帯林を中心に減少
- × →1,290万ha／年
- × 増減を差し引き
- × →730万ha／年の減少
- × (減少率0.18%／年)

世界の森林面積の年平均の増減
(地域別、2000～2005)



1. 世界の森林の現状

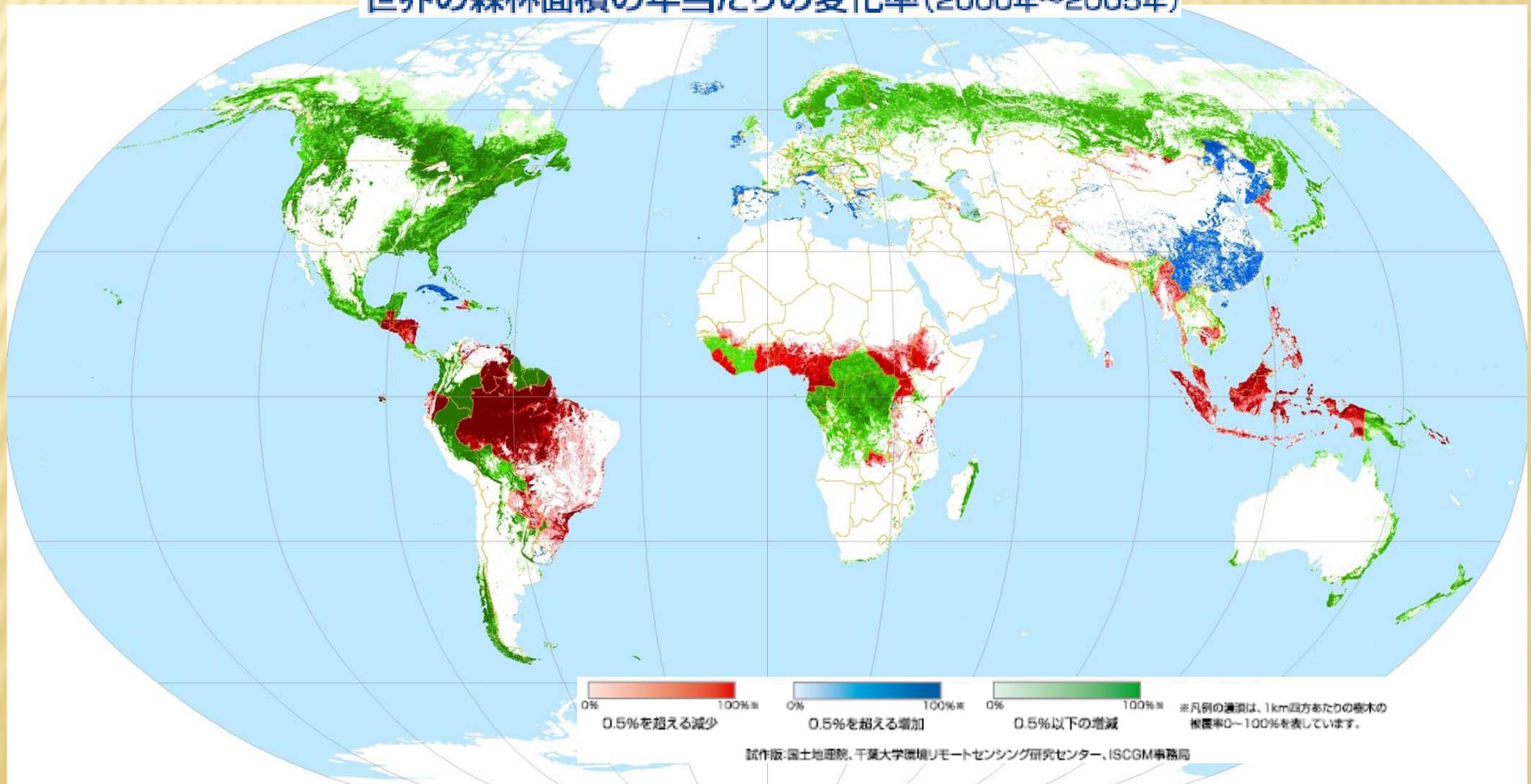
- × 森林減少：ブラジル、インドネシアが突出
- × 森林増加：中国が突出（砂漠化、洪水被害対策）



1. 世界の森林の現状

- × 森林が濃く、再生が難しい熱帯林ほど減少している。

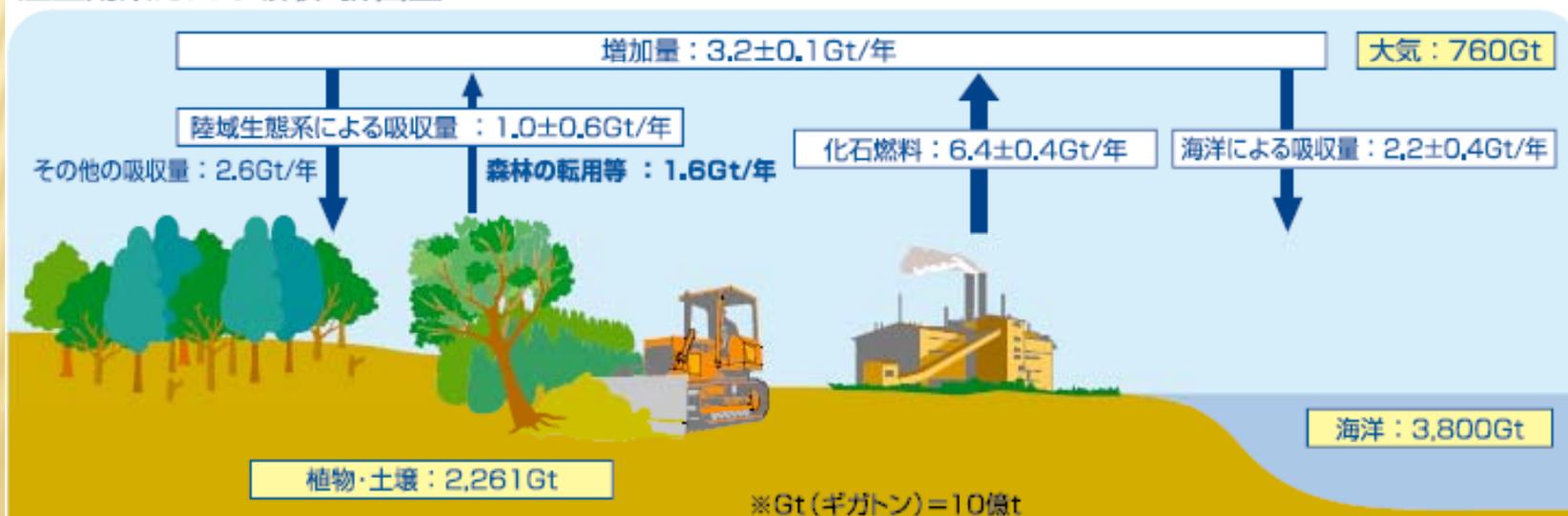
世界の森林面積の年当たりの変化率(2000年~2005年)



2. 森林の持つ大切な役割(グローバル)

- × ○ 気候変動の緩和
- × 樹木の光合成
- × → 二酸化炭素吸収・貯留 (樹体内・土壌)
- × ・ 二酸化炭素の吸収源 (京都議定書)
- × ・ 森林減少によりGHGの排出源 (次期枠組みの課題)

温室効果ガスの吸収・排出量



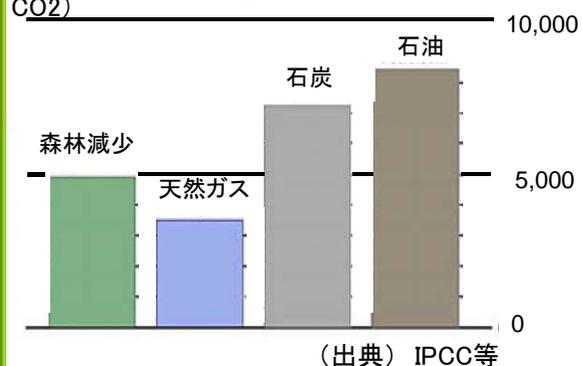
【参考】ポスト京都への課題 — 気候変動と途上国の森林減少問題 —

気候変動と森林減少の関係

- 途上国の森林減少に由来する排出量は世界の温室効果ガス排出量の2割(IPCC)
- 京都議定書では、この問題は対象外
- 次期枠組み交渉上、極めて重要な課題として国際的に注目

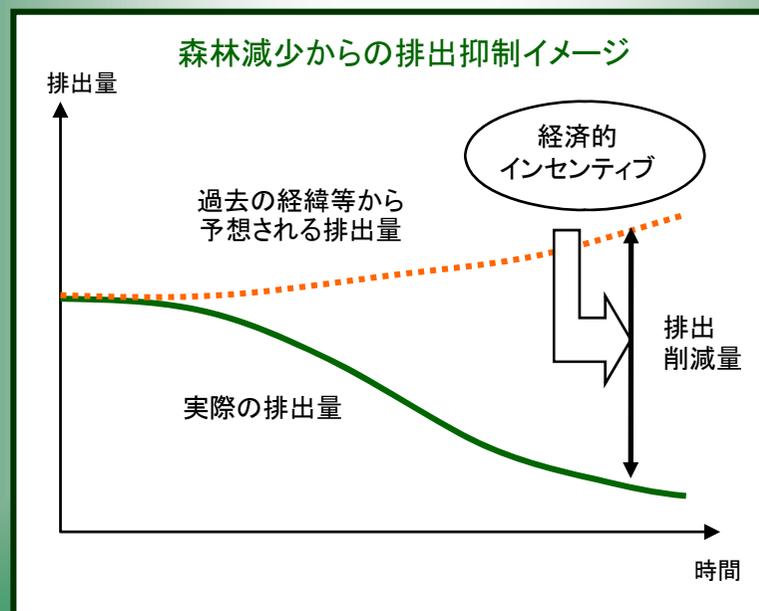
世界全体の年平均排出量の比較

(単位: 百万トン-CO₂)



次期枠組において考えられる対応と各国の関心

- 多くの国々が次期約束期間における削減目標達成手段として想定
- 先進国は途上国の次期枠組への参加と自国の削減クレジット獲得の両面で大きな関心
- 途上国(森林国)は森林減少抑制への先進国からの資金獲得に関心



2. 森林の持つ大切な役割(グローバル)

- × ○ 生物多様性の保全
- × 森林生態系：
 - × 多様な動植物の生息場所
 - × の提供
- × 森林の断片化：
 - × 動物・花粉の移動の制約
 - × →繁殖に負の影響
 - × 回復に長期間必要



2. 森林の持つ大切な役割(ローカル)

- × 土壌の浸食・崩壊防止（国土保全）
- × 水資源の涵養・洪水の抑制
- × 伝統文化・住民生活の維持・継承



3. 森林減少の原因

○プランテーションの開発等農地への転用



○非伝統的な焼き畑農業の増加



○燃料用木材の過剰な採取



○森林火災



【参考】途上国に貢献する日本の森林技術

災害・被害の防止

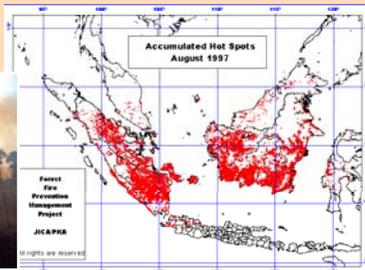
日本伝統の治山技術の応用

- 現地の資材を用いる簡易な治山工法によって森林荒廃地を回復（中国）



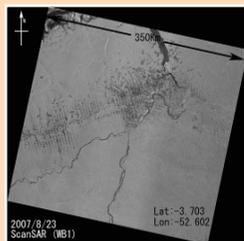
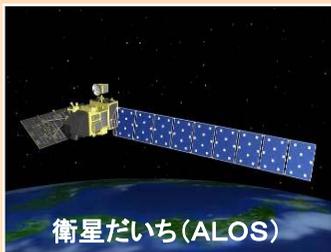
森林火災の予防・早期発見

- 衛星画像と森林図から火災箇所をすばやく検出し国境を越える煙害を軽減（インドネシア）



衛星による森林モニタリング

- 衛星画像から森林の状態を判読する技術によって、雲を透過する最新の衛星情報を森林減少や違法伐採の対策へ活用（インドネシア、ブラジル）



人々の生活の向上

社会林業（住民参加の植林）

- 果樹・薬用樹などの育苗・育成技術を導入し、樹木と農作物の混植（アグロフォレストリー）により農民の収入向上と環境保全を両立（ケニア）



焼畑対策

- 山村の経済構造を分析し、焼畑耕作に替わる養豚、カゴなどの生産活動を支援して、焼畑の拡大を防止（ラオス）



生態系の回復

マングローブ林の保全・再生

- マングローブ林の育成技術を普及し、再生を図りながら貴重な生態系を保全（インドネシア）



（マングローブ植林）

熱帯雨林の生態研究



生態系の構造を見る観測タワー
（マレーシア）



砂漠化への対処

- 日本の海岸砂丘林の技術を導入し、砂漠化や黄砂被害の拡大を植林で抑止（中国）



3'. 違法伐採問題

- × ・ 森林保全のためには「持続可能な森林経営（SFM）」が
- × 不可欠、SFMの阻害要因
- × ・ 森林減少の原因を触媒的に引き起こす問題

- × ○ 違法伐採とは？
- × 木材を生産する国の法律に違反して行われる伐採
- × → 所有権・伐採権がない森林の伐採（盗伐）
- × → 許可された伐採量、樹種、径級、伐採方法の違反
- × → 先住民等の伝統的権利、伐採労働者の安全、税務 等

- × ○ 違法伐採の割合
- × インドネシア：50%、英国との共同研究（1999）
- × ロシア：20%、環境NGOの調査（2000）

3'. 違法伐採問題

× ◎ 違法伐採と森林減少との関係



× ○ 違法伐採の影響

- × 1. 木材生産国におけるSFMを阻害し、森林減少・劣化を引き起こす。
- × 2. 正当なコストを支払っていない違法伐採木材が国際市場で不当に安価で流通することにより、輸入国のSFMを阻害する。
- × (注) 「木材の国際価格7-16%押し下げている」,AF&PA,2004

【参考】我が国の違法伐採対策の取組状況 (その1)



二国間協力



日・インドネシア:

- ・衛星データを用いた伐採状況の把握
- ・木材トレーサビリティ技術の開発 等

地域間協力

アジア森林パートナーシップ(AFP):
合法性の基準開発や情報共有の促進

多国間協力



国際熱帯木材機関(ITTO):
合法木材及び認証木材の普及・啓蒙等
のプロジェクトの支援

【参考】我が国の違法伐採対策の取組状況 (その2)

G8九州・沖縄サミット(2000年)以降
基本的な考え方「違法に伐採された木材は使用しない」

G8 グレンイーグルズ・サミット(2005年)
〈日本政府の気候変動イニシアティブ〉

- ・ 「グリーン購入法」での措置の導入
- ・ 違法伐採取引等に関する任意の行動規範の策定促進
- ・ 木材の履歴追跡システムの開発・監視システム等の構築
- ・ G8各国の専門家による論議の推進



【参考】我が国の違法伐採対策の取組状況 (その3)

- × **グリーン購入法**（「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」、平成13年4月から施行）
- × : 国等の公的機関が率先して、環境負荷のできるだけ少ないものを選んで購入することを定めた法律。品目毎に購入するための基準を、別途定める「基本方針（閣議決定）」で規定。

○ 平成18年4月より、対象品目の木材・木材製品については、「合法性」/「持続可能性」が証明されたものを購入しなければならない規定を追加。

対象品目

- ① 紙類（例：フォーム用紙、印刷用紙等）
- ② 文具類（例：事務用封筒、ノート等）
- ③ オフィス家具等（例：いす、机、棚等）
- ④ ベッドフレーム
- ⑤ 公共工事資材（例：製材、集成材、合板、単板積層材等）

- × < 合法性等の証明方法（林野庁作成のガイドラインに基づく。 >
- × <http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/ihou/gaidorain.pdf> >
- × (1) 森林認証を活用する方法
- × (2) 業界団体の認定を受けた事業者が証明する方法
- × (3) 事業者独自の取組により証明する方法
- ×

○ 代表的な森林認証マーク



○ 合法木材を供給できる事業者のマーク¹⁶

【参考】我が国の違法伐採対策の取組状況 (その4)

今後の取組

1. 合法木材を 政府調達から民間調達へ

- ・ 一般国民・消費者へ森林減少、違法伐採問題の意識啓発
- ・ 大口需要者（住宅メーカー等）への働きかけ
- ・ 先進国が率先して、合法性証明した木材 を市場に供給

2. 人材育成を含めた途上国支援

- ・ 合法性証明制度構築への支援
- ・ 中国等幅広い国の参画を促進

3. NGOや市民の活動を支援

- ・ 内外のNGO、研究者等の共同活動を支援

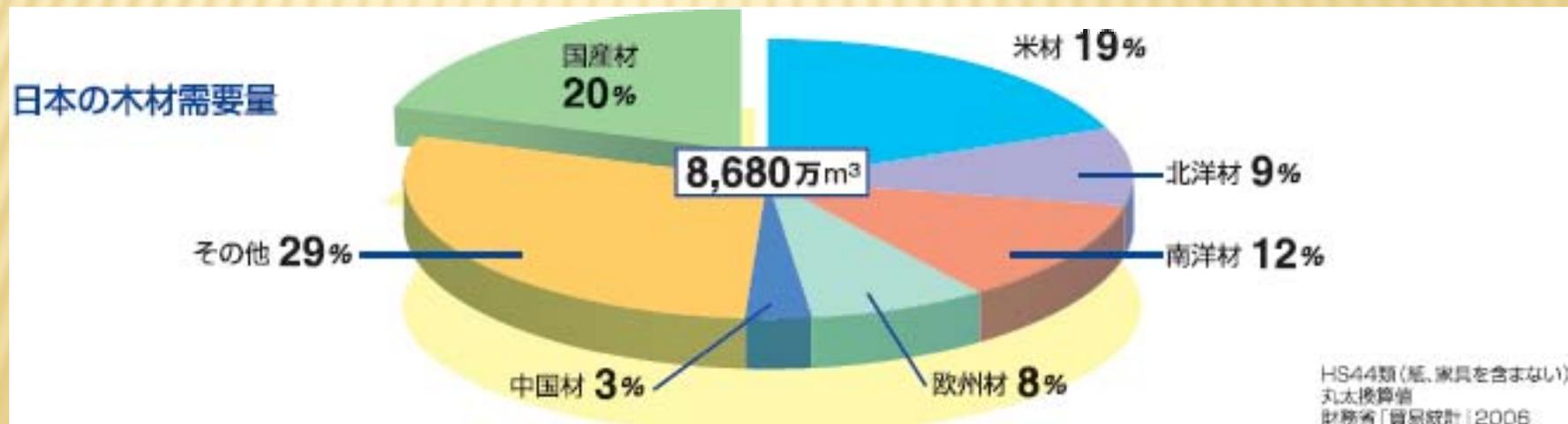
▼インドネシア・カリ
マンタン島の焼畑



▲インドネシア・カリマンタン
島の伐採跡地

4. 私たちにできること

- × ・住宅・紙・家具など様々な形で木材を利用
- × ・我が国は、世界有数の木材消費国
- × ・我が国の木材需要の約8割が海外からの輸入
- × → 我々の生活は、世界の森林問題と関係



4. 私たちにできること

フェアウッド・キャンペーン

(<http://www.fairwood.jp/>)

「フェアウッド・キャンペーン」は、(財)地球・人間環境フォーラム、国際環境 NGO FoE Japan および(財)地球環境戦略機関が、2003年より共同で実施しているキャンペーンです。

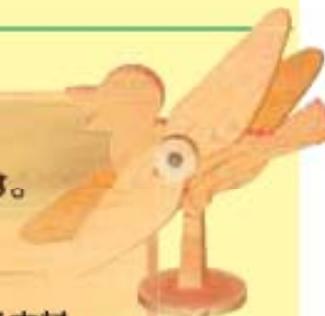
世界に残された貴重な森林生態系を保全し、持続可能な森林経営を支援するため、社会全体での取り組みを進め、とりわけ木材、紙の購入者、企業に対して以下の行動を呼びかけています。

フェアウッドとは？

環境に配慮し社会的に公正な木材です。

例えば…

- 最低限、合法的な木材
- 持続可能な森林経営を目指している木材
- 信頼できる第三者機関の認証を受けた木材
- てきただけ近くの森林から出た木材



1 木材や紙のグリーン調達を推進すること

2 そのために、木材や紙のサプライチェーン・マネジメントを行い、持続可能な森林経営が行われるよう購入者として要望すること

キャンペーンでは主に以下の活動を行っています。

- 世界の森林についての情報収集、調査・分析、情報発信
- フェアウッド調達のためのツールやガイドブックの作成と普及
- セミナーや勉強会、シンポジウムの開催
- フェアウッド調達方針策定・実施の支援

Fair Wood

4. 私たちにできること

× ○ 日本製紙連合会の木材調達に対する考え方

- × 団体概要：我が国の紙・板紙・パルプ製造業の健全な発展を図ることを
- × 目的として、主要紙パルプ会社によって構成されている製紙業
- × 界の事業者団体

× 違法伐採問題に対する日本製紙連合会の行動指針を策定

- 違法伐採により、森林のもつ木材の供給、生態系の維持、
- × 地球温暖化の防止等の重要な機能の持続的発揮を損なう
- × ことのないよう、国際的森林・製紙産業と連携して、違
- × 法伐採および違法材の取引対策を進めています。

4. 私たちにできること

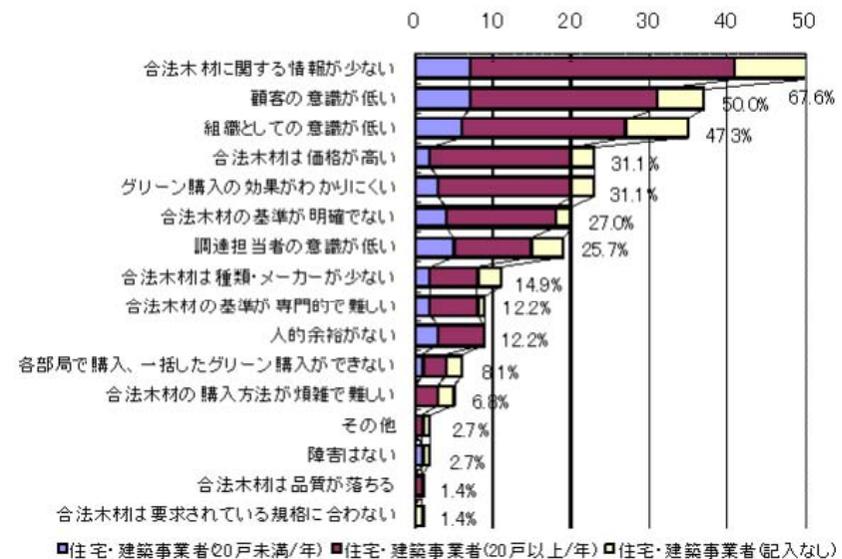
- × ○ 住宅・建築業界
- × → 製紙業界に比べ、企業の規模の中小、零細
- × → 環境配慮に向けた取組に遅れ

× ◎ 木材のグリーン購入に取組む阻害要因 (環境省アンケート (2007))

- × → 「情報が少ない(68%)」
- × 「顧客の意識が低い(50%)」
- × 「企業の意識が低い(47%)」
- × 「価格が高い(31%)」
- × 「効果が分かりにくい(31%)」

**国民、消費者向け
情報提供の強化が必要**

問14 「合法木材」に係るグリーン購入の阻害要因 (住宅・建築事業者)



【参考】木材調達グリーン化普及啓発キャンペーン



世界の森林は刻々と減少しています。
そのスピードは、5年間で日本の総面積分に相当します。

私たちにも出来ることがあります。
「違法伐採された木材」製品を買わない、という選択。

世界規模で刻々と森林が失われています。
その原因のひとつが海外で行われている違法で無秩序な伐採です。
そしてこれらの木材は日本に輸入され、
私たちの周りに潜んでいるかもしれないのです。
緑の地球を救うために、まず「違法に伐採された木材」があることを知ってください。
そして木材製品を購入するときには、合法木材を使用しているかを確認してください。



FairWood フェアウッド 検索
http://www.fairwood.jp/

フェアウッドキャンペーン事務局 TEL: 03-5813-8755 | 環境省地球環境局環境政策推進課 TEL: 03-5221-4245



0. ポスター、チラシの作成

世界の森林は刻々と減少しています。
そのスピードは、5年間で日本の総面積分に——



私たちにも出来ることがあります。
「違法伐採された木材」製品を買わない、という選択。

世界規模で刻々と森林が失われています。
その原因のひとつが海外で行われている違法で無秩序な伐採です。
そしてこれらの木材は日本に輸入され、
私たちの周りに潜んでいるかもしれないのです。
緑の地球を救うために、まず「違法に伐採された木材」があることを知ってください。
そして木材製品を購入するときには、合法木材を使用しているかを確認してください。



上記の認証マークマークの木材・木材製品は合法に生産されています。
※森林が適切に管理されていることを第三者機関が調査し、認証機関の審査員が現場を訪問して調査することにより、消費者が森林の持続可能な管理を確保することができます。

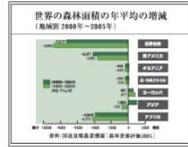
違法伐採とは？

違法伐採とは、一般的に、それぞれの国・地域の法令に違反して森林の伐採を行うことです。典型的なのは、無許可で伐採を行う伐採ですが、許可条件に違反して行う場合もこれに含まれます。違法伐採された木材が流通することで木材価格が下落し、持続可能な森林経営を圧迫するとの指摘もあり、この問題は、環境・経済の両面に多大な影響を及ぼしています。

違法伐採の割合

日本の木材需要の約8割は海外からの木材です。森林伐採における違法性の割合が約4%を占めているとの報告があります。*1 またアジアでは約1%が違法伐採との指摘があります。*2

*1 日本林業インストラクスの共同発表(1998) *2 環境省の報告(2008)



政府、NGOや民間企業などは、
な取り組みを行っています。

必要の約80%が海外から輸入されています。
り、知らない間に私たちの身近にあるかもしれないのです。
のために、どのような取り組みがなされているのでしょうか。

み

い、その理由、では伐採の規制に違反したものを販売しているのです。違法伐採は、違法伐採の削減として、木材・木製品は「違法伐採」の削減が期待されています。違法伐採の削減は、持続可能な森林経営を確保するために、木材・木製品の購入時に、違法伐採の削減に貢献することが重要です。

など) 文芸春秋(株) 藤野野矢(株) オフィス家具(株) (株) 椅子、机(株) 家具、建材(株)、家具、建材(株)

業の取り組み

る認定企業、違法伐採の削減を積極的に進める動きが出てきました。必を要して、球を守ることが出来ます。

「認定された認定企業の組合」
違法伐採の削減に貢献する企業は、木材調達ガイドラインを制定し、木材の調達に加入し、自ら調達や取引先からの違法伐採の削減に取り組むことで、違法伐採の削減に貢献しています。

環境NGOの取り組み

FairWood フェアウッドキャンペーン
http://www.fairwood.jp/

(財)地球・人間開発フォーラム 国際環境NGO For Japan
及び(財)地球環境戦略研究機関が中心で、2002年から実施しているキャンペーンです。環境に配慮し社会的に公正な木材(FairWood)の利用を、消費者や企業などに呼びかける活動を行っています。

キャンペーンの主な活動

- 世界の森林についての情報収集、調査報告、啓発活動
- フェアウッドを効果的に推進してもらためのガイドラインの作成と普及
- セミナー開催、学校や市民団体の啓発
- フェアウッド調達方針策定・実施の支援

違法伐採根絶対策推進協議会では、合法伐採を促進できた木材を供給する企業や製品の情報をWEBサイトで公開しています。ぜひアクセスしてみてください。

合法木材ナビ http://www.ugcho-wood.jp/



【参考】木材調達グリーン化普及啓発キャンペーン

環境NGO等の実施するフェアウッドキャンペーンと共同のキャンペーンを平成20年3月より開始。

1. ポスター、パンフレット等普及啓発ツールの活用等

(1) 普及啓発ツールの配布先

- ・住宅展示場協議会加盟の住宅展示場（全国約200会場）にポスターのチラシの配布
- ・消費者団体、住宅関連団体、NGOを含む環境関連団体、家具・DIY関連業界、都道府県教育委員会等にポスター、チラシ等を送付。

(2) 広報誌等への掲載

上記各種団体の広報誌等への掲載を要請。実績あり。

(3) 都営地下鉄における広報活動（東京都交通局）

- ・全線の全車両（約1,100車両）内中吊広告の掲出、主要25駅でのポスターの掲出（平成20年11月14日（金）～12月13日（土））

(4) 環境展示会「エコプロダクツ2008（平成20年12月）」への出展

(5) 出前講座の開催

【参考】木材調達グリーン化普及啓発キャンペーン

2. 政府広報（テレビ番組の放送、テーマ：木材調達のグリーン化を通じた違法伐採対策の推進）

(1) Just Japan プラス（平成20年5月3日放送、テレビ神奈川（tvk）ほか13の地方放送局）



(2) MY JAPAN（平成20年5月31日21:00～21:30放送、CS朝日ニュースター）



(3) キク！みる！（平成21年2月13日22:52～23:00放送、フジテレビ、関西テレビ（2月19日放送））



3. 消費者団体との共同事業の実施

- × 全国消費者団体連絡会及び同連絡会加盟の消費者団体等の活動方針（行動計画など）に本キャンペーンを位置づけ、研修・勉強会の開催など共同事業の実施を要請。

（共同事業の実績）全国大学生生活協同組合連合会

2008年度全国環境セミナー（平成20年10月18, 19日、早稲田大学大久保キャンパス）でのパネル展示、資料配付等

【参考】消費者・国(市場)の影響力は甚大!

× <マレーシアの例>

○ 半島

永久森林の **97.4%**
(467.5万ha)
が森林認証 (MTCC)

EUへ輸出

※ 80年代に熱帯木材の
不買運動 (消費者の熱
帯林に対する関心高)



日本 (一部米国) へ
輸出



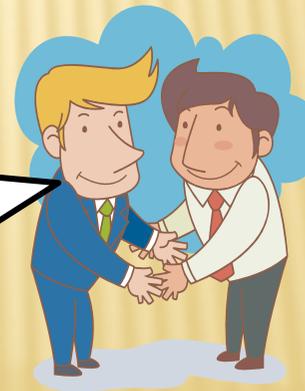
○ ボルネオ島

永久森林の **0.9%**
(8.1万ha) が森林認証

〔 サバ州, FSC (2.5万ha)
サラワク州, MTCC (5.6万ha) 〕



木材の消費国は、生産
国の森林経営に責任を
持ち、管理水準を上げ
るよう要求し、協力し
なければならない。



Mr. Vincent van den Berk (オランダ人),
Advisor, Forest Law Enforcement Governance and Trade (FLEGT)

European Union Delegation of the European Commission to Malaysia

ご静聴ありがとうございました！



～身の回りにある木材が、
違法伐採されたものでないか、
販売・使用する企業に対し、
確認を求める活動を始めてみませんか～

© Fair Wood Campaign

【参考】森林保全対策年表

1983	国際熱帯木材協定(ITTA)が採択
1986	国際熱帯木材機関(ITTO)が発効、本部を横浜に招致
1992	地球サミット:森林原則声明が採択
1995	モントリオール・プロセス:持続可能な森林経営を評価する基準・指標の設定
1995~1997	森林に関する政府間パネル(IPF):IPF行動提案を採択
1997	ITTA1994年協定発効:2000年までに国際貿易で取引される熱帯木材はすべて持続可能な森林経営が行われた森林からのものとする「2000年目標」
1997~2000	森林に関する政府間フォーラム(IFF):IFF行動提案を採択
1998	バーミンガム・サミット:G8森林行動プログラム策定
2000	九州・沖縄サミット:「違法伐採に対処する最善の方法を検討」コミュニケ採択
2001~	国連森林フォーラム(UNFF):「全てのタイプの森林に関する法的拘束力を有さない文書:NLBI」を採択(UNFF7, 2007)
2002~	アジア森林パートナーシップ(AFP):違法伐採対策、森林火災など地域協力を推進
2005	グレンイーグルズ・サミット:各国での違法伐採対策の推進「を盛り込んだグレンイーグルズ行動計画」が採択、違法伐採対策を含む「日本政府の気候変動イニシアティブ」を発表
2008	北海道洞爺湖サミット:98年以降のG8の違法伐採対策をとりまとめ、今後の課題を検討したG8森林専門家違法伐採報告書が歓迎された